部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した平成29・30年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が建築一式工事900点以上であること。ただし、競争参加資格確認申請書を提出する際に同認定通知書を受領していない者は、平成27・28年度に係る同認定通知書の写しを提出し、上記の点数を満たしていることを示す平成29・30年度に係る同認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること。なお、上記の点数を満たしていることを示す平成29・30年度に係る同認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに同認定通知書の写しを提出しなかった入札参加企業又は入札参加グループの入札は無効とする。

イ　平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、医療法上の病院、研修施設等（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　地上３階以上かつ延べ面積2,000㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事の各担当工事（電気工事・管工事については、建築一式工事における実績を含む。））

※　ａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（企業）が必要となる。

ウ　建築一式工事において、以下に示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。当該専任で配置する者は、建設業許可の際に設置した本社、支店及び各営業所等に配置した専任の技術者ではないこと。

ａ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ｂ　平成13年度以降に元請として、２⑴３）②イのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

※　２⑴３）②イのａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（技術者）が必要となる。

ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

③　工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア　２⑴３）①アに同じ。

イ　２⑴３）①イに同じ。

ウ　２⑴３）①ウに同じ。

エ　２⑴３）①エに同じ。

オ　平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す工事監理業務を実施し完了した新営建物の工事監理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、医療法上の病院、研修施設等（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　地上３階以上かつ延べ面積2,000㎡以上

※　ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、工事監理実績（企業）が必要となる。

カ　平成13年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者（担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。管理技術者は１級建築士とし、主任担当技術者について、建築分野・構造分野を担当する者は１級建築士、電気設備分野・機械設備分野を担当する者は１級建築士又は建築設備士とする。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、医療法上の病院、研修施設等（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　地上３階以上かつ延べ面積2,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当分野）

※　ａ・ｂに示す要件を同時に満たす工事監理業務における、工事監理実績（技術者）が必要となる。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学の競争参加資格のいずれかにおいて、東海・北陸地域の「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされている者であること。

イ　平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、医療法上の病院、研修施設等（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　延べ面積2,000㎡以上

※　ａ・ｂに示す要件を同時に満たす維持管理業務における、維持管理実績（企業）が必要となる。

⑤　運営に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人名古屋大学競争参加資格のいずれかにおいて、東海・北陸地域の「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされている者であること。

イ　平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す運営業務を実施した運営の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、医療法上の病院、研修施設等（宿泊施設を有するものに限る。）

ｂ　建物規模　延べ面積2,000㎡以上

※　ａ・ｂに示す要件を同時に満たす運営業務（本事業における運営業務と同種の業務とする。）における、運営実績（企業）が必要となる。

⑥　民間附帯事業（任意）に当たる者（民間附帯事業（任意）を提案する場合に限る。）は、以下の要件を満たすこと。

平成13年度以降に元請として、本事業における提案と同種（内容・規模）の事業を実施した事業の実績を有すること。ただし、民間附帯事業（任意）に当たる者が、委託し又は請け負わせることを予定している者の実績でもよいものとするが、その場合にあっては、入札説明書等に関する個別対話において大学の確認を受けること。